

令和3年度報酬改定に係る「経過措置事項」について

次の事項については、令和6年4月1日から「義務化」されます。未整備の事業所等は、令和5年度中に準備を進めてくださるようお願いいたします。

1 感染症対策の強化（全サービス）

全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務づけられます。

-----【実地指導時に確認する内容】-----

指定事業者は、当該指定事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるように努めているか。

- ① 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ② 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ③ 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。

（整備が必要となる書類等）

感染予防に関するマニュアル、委員会議事録、感染症及び食中毒予防及びまん延防止のための指針、研修及び訓練の実施記録 等

※ 「感染対策マニュアル」及び「感染対策指針」作成に参考となる手引き、職員研修に役立つ動画等は、下記の厚生労働省ホームページを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

※ 県においても、令和4年度に実施した「感染対策に係る研修会」の資料・動画を下記のホームページに掲載しています。ぜひ、御活用ください（県看護協会へ委託して実施しています）。

<https://youtu.be/Pf1N62j71Tk>

2 業務継続（BCP）に向けた取組の強化（全サービス）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられます。

--- **【実地指導時に確認する内容】** -----

- ① 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めているか。
- ② 指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めているか。
- ③ 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。

(整備が必要となる書類等)
業務継続計画、研修及び訓練の実施記録 等

※ 「業務継続計画」作成に参考となる手引き・ひな形等は、下記の厚生労働省ホームページを参照ください。

- ・ 自然災害発生時の業務継続ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

新型コロナウイルス感染症への対応に係る支援について

障害福祉サービスは、障害児者やその家族が安心して生活を継続する上で欠かせないものであり、新型コロナウイルスの発生に伴うサービス提供体制への影響を最小限に留めることが重要です。

そのため、5年度も引き続き、新型コロナウイルスの感染者等が発生した事業所等に対する職員の確保に関する費用や消毒・清掃に要する費用等のサービス継続に必要な経費に対する支援を実施する予定ですが、その事業内容や申請スケジュール等は、改めてお知らせします（補助事業概要は別添参照）。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
・ 基本報酬の充実・従来評価されていなかった相談支援業務の評価等

2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
・ 一般就労への移行の更なる評価等・定着実績を踏まえたきめ細かな評価等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
・ 基本報酬の充実・医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設・看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
・ 基本報酬区分の見直し・より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
・ 人員配置基準の見直し・ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
・ 虐待防止委員会の設置・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
・ 処遇改善加算(N)及び(V)等の廃止・加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

令和5年度障害福祉サービス確保のための支援対策事業 (サービス継続支援事業)について

1 目的

障害福祉サービス施設・事業所等で新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所等において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 対象事業所

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等（全事業所）
- ② 濃厚接触者に対応した事業所等（短期入所，入所・居住系，訪問系事業所）
- ③ 休業要請を受けた事業所（通所系事業所，短期入所）
- ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し，一定の要件のもと，自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①，②の場合を除く）
- ⑤ 上記①，③以外の事業所であって，当該事業所の職員により，居宅で生活している利用者に対して，できる限りのサービスを提供した事業所（通所系事業所）
- ⑥ 感染者が発生した施設・事業所等からの利用者の受け入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等，協力する施設・事業所



利用者の受入



職員の応援派遣



複数事業所も想定

●サービス継続に必要な費用を助成

【感染者が発生した事業所等、濃厚接触者に対応した事業所等】（①～③）

- ・ 事業所、施設等の消毒、清掃，衛生用品の購入費用
 - ・ 緊急雇用に係る費用，割増賃金・手当，職業紹介料，損害賠償保険の加入費用，帰宅困難職員の宿泊費，連携期間との連携に係る旅費，一定の要件に該当する自費検査費用
 - ・ 感染症廃棄物の処理費用
- （以下の費用は代替サービス提供期間の分に限る）
- ・ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用，割増賃金・手当，職業紹介料，旅費・宿泊費，損害賠償保険の加入費用
 - ・ 代替場所の確保費用（使用料）
 - ・ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による動向指導への謝金 等

【自費で検査を実施した事業所等】（④）

- ・ 一定の要件に該当する自費検査費用

【居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用】（⑤）

- ・ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用，割増賃金・手当，職業紹介料，旅費・宿泊費，損害賠償保険の加入費用
- ・ 代替場所の確保費用（使用料）
- ・ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による動向指導への謝金 等

●利用者の受入や職員の応援派遣を行った事業所（⑥）に，必要な費用を助成

【利用者の受入や職員の応援派遣に係る費用】

- ・ 追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用，割増賃金・手当，職業紹介料，旅費・宿泊費，損害賠償保険の加入費用

障害者施設の具体例

入所施設・居住系施設で感染者が発生した場合

(1)感染者が確認された施設	(2)利用者の受入や応援派遣を行う事業所
【想定される費用】 ① 事業所・施設の消毒、清掃費用 ② 衛生用品の購入 ③ 職員が感染予防のため帰宅せず、施設の近辺で宿泊する場合の宿泊費用 ④ 職員の割増賃金やコロナウイルスへの対応に係る各種手当 ⑤ 職員が休業した際の他の勤務職員の超過勤務手当 ⑥ 新しく雇った職員の賃金、職業紹介料 ⑦ 施設内のゾーニング ⑧ 応援職員の旅費・宿泊費、割増賃金、手当（派遣元と調整） ⑨ 利用者の引き継ぎの際の移動に係る交通費や印刷費など ⑩ 応援職員への謝金	【想定される費用】 ●利用者の受入に係る費用 ① 利用者の引き継ぎの際の移動に係る交通費や印刷代など ② 新しく雇った職員の賃金、職業紹介料 ●職員の応援派遣に係る費用 ① 応援職員の旅費、宿泊費、割増賃金、手当（派遣先と調整） ② 怪我や感染に備えた保険加入手数料 ③ 応援派遣に行った職員の穴埋めをするための他の職員の超過勤務手当 ④ 新しく雇った職員の賃金、職業紹介料 ⑤ 応援派遣を終えた職員が感染予防のため帰宅せず、宿泊する場合の宿泊費用

【補助基準額】

施設区分	基準額
施設入所支援	1,013千円／施設
共同生活支援(介護サービス包括型)	335千円／事業所
共同生活支援(日中サービス支援型)	259千円／事業所
共同生活支援(外部サービス利用型)	150千円／事業所
福祉型障害児入所施設	985千円／施設
医療型障害児入所施設	529千円／施設

施設区分	基準額
施設入所支援	506千円／施設
共同生活支援(介護サービス包括型)	167千円／事業所
共同生活支援(日中サービス支援型)	129千円／事業所
共同生活支援(外部サービス利用型)	75千円／事業所
福祉型障害児入所施設	493千円／施設
医療型障害児入所施設	264千円／施設

【注】

- ・ 1事業所・施設に（1）と（2）の両方を助成可能
- ・ 特別な事情により不足する場合は個別協議により、基準単価の上乗せが可能